

委員会運営内規細則

施行 平成5年6月25日

(目的)

第1条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、委員会運営内規第2条に掲げる各委員会のうち、下記委員会の業務について定める。

(総務委員会の業務)

第2条 総務委員会は、学会の事業のうち次の事業を行う。

- (1) 定款並びに内規に関する事項
- (2) 評議員の推薦に関する事項
- (3) 他委員会の所管に属さない学会事業遂行に必要な事業の企画、立案
- (4) その他、前各号に付帯する事業

(財政委員会の業務)

第3条 財政委員会は、学会の事業のうち次の事業を行う。

- (1) 財政に関する事項
- (2) その他、前号の事業に付帯する事業

(編集委員会の業務)

第4条 編集委員会は、学会の事業のうち次の事業を行う。

- (1) 機関紙並びに定款第5条の事業に係る調査研究に必要な印刷物の刊行
- (2) その他、前号の事業に付帯する事業

(学術委員会の業務)

第5条 学術委員会は、学会の事業のうち次の事業を行う。

- (1) 本学会の学術調査研究に関する基本的あり方と将来展望に関する提言
- (2) 農村における保健・医療・福祉に関する調査研究の企画と提言
- (3) 委託研究事業に関する助言ならびに評価
- (4) 農村住民の健康教育企画ならびに保健福祉に係わる職種の生涯研修企画
- (5) 農村医学に関する学際的協力ならびに関係学会との連絡
- (6) その他、前各号の事業に付帯する事業

(国際交流委員会の業務)

第6条 国際交流委員会は、学会の事業のうち次の事業を行う。

- (1) 海外関係学会との連絡および協力
- (2) その他、前号の事業に付帯する事業

(研究倫理審査委員会の業務)

第7条 研究倫理審査委員会は、学会の事業のうち次の事業を行う。

- (1) 本学会における研究の倫理に関する問題を審査する。
 - (2) その他、前号の事業に付帯する事業
- 2 本委員会の業務については、別に日本農村医学会研究倫理審査委員会規則を定めて補足する。

(利益相反委員会の業務)

第8条 利益相反委員会は、学会の事業のうち次の事業を行う。

- (1) 医学系研究の利益相反（COI）に関する指針に則り、会員より提出された COI 自己申告書を審査し、COI 状態が深刻な事態へ発展することを未然に防止するためのマネージメント及び違反に対しては必要な措置を講ずる。
- (2) その他、前号の事業に付帯する事業

(改 廃)

第9条 この細則の改廃は、理事会の議を経てこれを行う。

附 則

1. この細則は、平成5年6月25日から施行する。
2. 変更細則は、平成9年1月31日から施行する。
3. 変更細則は、平成17年6月24日から施行する。
4. 変更細則は、平成17年10月19日から施行する。
5. 変更細則は、平成25年1月25日から施行する。
6. 変更細則は、平成29年10月4日から施行する。
7. 変更細則は、令和5年1月27日から施行する。